

2025年4月1日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社投資信託商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、下記の通り、法令改正に伴う投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

本約款変更へのご理解、および弊社投資信託商品に対し引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更の対象となる投資信託の名称

当社を委託者とするすべての公募ファンド（マザーファンドを含みます）

2. 変更内容および理由

(1) 変更の理由

2023年11月に成立した「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正の施行に伴い、従来運用報告書の書面交付義務としていた規定が、電磁的方法を含む情報提供義務と改められることに伴い、記載変更を行うものです。

(2) 変更の内容

公募ファンド

新	旧
【運用状況に係る情報の提供】 第●条/第●条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>事項に係る情報</u> を電磁的方法により提供します。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供</u> の請求があった場合には、 <u>当該方法により行うもの</u> とします。	【運用報告書に記載すべき事項の提供】 第●条/第●条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u> を電磁的方法により提供します。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>運用報告書の交付</u> の請求があった場合には、 <u>これを交付</u> します。

マザーファンド

新	旧
【運用状況に係る情報】 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める <u>事項に係る情報を提供</u> しません。	【運用報告書】 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める <u>運用報告書を交付</u> しません。

※条番号は各投資信託によって異なります。

3. 約款変更適用日

2025年4月1日(火)

以上